

令和8年度給配水管等修繕業務委託仕様書

この仕様書は、甲乙が締結した給配水管等修繕業務委託（以下、「本業務委託」という。）の履行に関して必要な事項を定めるものとする。

1 定義

- (1) 給配水管等とは、給水管、配水管、導水管、送水管及びそれらの従物をいう。
- (2) 給水管とは、給水のために配水管から宅地や家屋内に引込まれる管であって、市の所有に属しないものをいう。
- (3) 配水管とは、配水のために布設された管で配水池又は配水ポンプを起点とするものをいう。
- (4) 導水管とは、原水を浄水場まで送るための管路をいう。
- (5) 送水管とは、浄水場から配水池へ水道水を送るための管路をいう。
- (6) 修繕業務とは、給配水管等の漏水等の修繕に関する作業のうち緊急性を有するものをいう。

2 遵守事項

本業務委託は、建設業法、姫路市上下水道局契約規程（令和4年姫路市上下水道局管理規程第7号）、姫路市土木工事共通仕様書及び給配水施設工事施行上の手引その他関連法令の規定を遵守し、履行しなければならない。

3 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務手順

(1) 業務準備

甲は、乙に給配水管等修繕業務委託票（以下「委託票」という。）を発行する。乙は、委託票を受理次第、速やかに修繕業務の履行に必要な関係諸官公署及び他企業への申請等の諸手続きを行い、その経過について甲に報告するとともに、速やかに修理業務に着手しなければならない。

(2) 修繕業務

乙は、委託票に基づき、給配水管等に関し現地調査及び管網図調査を正確に行うとともに、関係先へは事前に連絡し、付近住民には理解と協力が得られるよう事前の説明を行い、事故及び苦情等の生じないよう細心の注意をもって修繕しなければならない。

修繕業務に当たって乙は、配管工又は給水装置工事配管技能者の資格を有する者を1

人以上配置しなければならず、更に 75mm 以上の配水管に係る修繕業務の場合は、鉄管工資格を有する者を 1 人以上配置しなければならない。

乙は、甲に事前にその工程を報告し、上下水道局監督員（以下「監督員」という。）の立会いのうえ履行するものとする。

(3) 路面復旧

乙は、路面復旧にあたり、道路管理者の指示条件等に従い、即日復旧するものとする。なお、やむを得ず翌日以降になる場合は、監督員と協議し、その指示に従うものとする。

5 安全管理

乙は、修繕業務の履行にあたり道路管理者及び警察署長の交通制限に係る指示に従うとともに、沿道住民の意向を配慮し、所要の道路標識、標示板、保安柵及び注意灯等の設備をなし、交通の安全を確保するものとする。

乙は、修繕業務中は常に現場の安全に留意して現場管理を行い、事故防止に努めるものとする。

6 使用材料

修繕業務に使用する材料は、日本工業規格、日本水道協会規格及び姫路市上下水道事業管理者が承認した材料に適合し、使用前にその品質、寸法等について監督員の確認を受けるものとする。

乙は、材料の支給をうける場合、受け渡し場所は監督員の指示によるものとする。なお、その運搬及び保管は、乙が行うものとし、その取り扱いは慎重に行なうものとする。

乙は、修繕業務完了後、支給材料の残材及び本業務により生じた管、弁類等の現場発生品（切管、撤去品等）については品目、数量等を確認し、その保管または返納場所への運搬は、監督員の指示によるものとする。

7 産業廃棄物の処理

乙は、修繕業務に伴い産業廃棄物が発生した場合、その収集、運搬及び処分については、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び監督員の指示に従い適切に処分しなければならない。

8 単価

修繕業務の単価は、別紙単価表のとおりとする。単価の定めがないものは、甲乙協議により定める。

使用材料の単価は、甲乙協議により定める。

9 家島町区域における特約

家島町区域において、配水管の修繕業務が発生した場合は、作業員の移動及び資材等の運搬に必要となる船舶は甲が手配するものとし、監督員が同行するものとする。

10 完了報告及び検査

乙は、当月中に完了した修繕業務について、翌月末までに次の書類を甲に提出し、検査を受けなければならない。

- (1) 委託業務完了届
- (2) 完了報告書
- (3) 工事写真（給配水施設工事施行上の手引による）
- (4) 工事日報（同上）
- (5) 給水装置修繕業務竣工図
- (6) その他監督員の指示する書類